

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## 新型コロナウイルス感染症に便乗した 詐欺などにご注意ください!

同感染症に便乗した、詐欺や悪質商法による被害が確認されています。今後も、新たな手口による勧誘が行われることがあります。不審な電話や訪問、心当たりのない相手からの怪しいメールなどには、じゅうぶん注意してください。

### 【事例】

▼行政機関の職員と名乗り、高齢者宅に「新型コロナウイルスの検査キットを送付するので家族構成を教えてください」といった電話が来て、個人情報を聞き出された

▼「マスクを無料配布するので、確認をお願いします」とSMS（ショートメッセージサービス）が届き、URLをクリックすると悪質なショッピングサイトに誘導された

### 【対策】

▼行政機関から新型コロナウイルスの検査キットを送付することはありません

▼知らない送信元から届いたメールやSMSに記載されているURLを、むやみにクリックしないようにしましょう

▼言われたことをうのみにせず、家族や周囲に正確な情報を確認するなど、冷静に対応しましょう

▼不審に感じた場合、万が一トラブルにあった場合は、消費生活センターにご相談ください

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

## 司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき=8月6日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

